

## 二川病院訪問看護ステーション 重要事項説明書

当事業所は通院が困難な者及び通院の可否にかかわらず療養生活を送る上で支援が不可欠な者に対して、ケアマネジメントの結果、訪問看護の提供が必要と判断された場合に、医師の指示により居宅を訪問して訪問看護サービスを提供します。

介護保険での要介護（要支援）の認定を受けている利用者については基本的に介護保険での対応が優先となり、状態悪化や介護保険対象外の方につきましては状況に応じて医療保険での対応をいたします。

訪問看護サービスの提供開始に際し、以下の重要事項の説明を行います。

### 1. 事業所の概要

- |              |                      |
|--------------|----------------------|
| (1) 法人名      | 医療法人 財団医正会           |
| (2) 事業所の名称   | 二川病院訪問看護ステーション       |
| (3) 事業所番号    | 愛知県第 2362090140 号    |
| (4) 指定年月日    | 平成 21 年 7 月 1 日      |
| (5) 事業所の所在地  | 豊橋市大岩町字北元屋敷 36 番地の 3 |
| (6) 電話番号     | (0532) 41-0011 (代)   |
| (7) F A X 番号 | (0532) 41-0023       |
| (8) 代表者氏名    | 理事長 北澤 浩             |
| (9) 管理者氏名    | 村田 美恵子               |

### 2. 事業所の目的及び運営方針

- (1) 指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第 70 条第 1 項に規定する訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう適切に行います。
- (2) 指定訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について理解しやすいよう指導又は説明を行います。
- (3) 指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対し適切な看護技術をもってこれを行います。
- (4) 指定訪問看護の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し適切な指導を行います。
- (5) 特殊な看護等（広く一般に認められていない看護等）については、これを行いません。

### 3. 職員の体制

- |     |     |     |          |
|-----|-----|-----|----------|
| 看護師 | 常勤  | 2 名 | (管理者と兼務) |
| 看護師 | 非常勤 | 2 名 |          |

#### 4. 事業所のサービス実施地域

通常のサービス実施地域・・・豊橋市東部地域

(大岩町、二川町、雲谷町、中原町、原町、細谷町、小島町、小松原町、寺沢町、岩屋町、大脇町、東・西幸町、藤並町、天伯町、中岩田町、飯村町、東・西小鷹野町、牛川町、東・西七根町)

#### 5. 事業所の営業日及び営業時間

- ・営業日 月曜日～土曜日（年末年始を除く）
- ・営業時間 8：30～17：30
- ・サービス提供時間 8：30～17：30（移動時間を含む）

#### 6. 指定訪問看護について

- ・指定訪問看護の提供開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し運営規程の概要、看護師等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ます。
- ・指定訪問看護の提供に当り、正当な理由なく提供を拒むことはありません。

#### 7. 利用料金

サービス利用料金は、サービス内容・時間により異なりますので別紙に記載の利用料金を参照して下さい。尚、利用料金は関係法令に基づいて設定されていますので、法令改定が実施された場合には事前にお知らせした上で適宜変更させていただく場合があります。

- \* 保険料の滞納により、事業者が介護保険・医療保険からの利用料金に相当する給付を受けることができない場合は、利用料金（月額）の全額を一旦お支払いいただきます。

##### (1) 請求方法

毎月末で締め、翌月の10日以降に1ヶ月分をまとめた請求となります。

##### (2) 支払い方法

二川病院窓口にて受付時間内にお支払いをお願いします。

【受付時間】月・水・金	8：30～19：00
火	8：30～17：30
木・土	8：30～12：00

#### 8. サービス利用の変更・中止

サービス利用にあたって何らかの理由により、訪問時間・曜日の変更、中止を希望される場合は前日の営業時間内にご連絡をお願いします。

また、交通事情・天災・事故等により事業所からの変更・中止のお願いをする場合もありますので予めご了承下さい。その場合は可能な限り事前に連絡をさせていただきます。

## 9. 守秘義務

サービス提供にあたり知り得た利用者やその家族についての個人情報については、生命の危険がある場合など正当な理由なく利用者やその家族の同意なしに第三者に漏らすことはありません。この守秘義務は契約終了後も継続し、職員が退職後も同様の義務を負うものとします。但し、予め文書による同意を得た上でサービス等を円滑に効果的に実施する為に行うサービス担当者会議、他事業者とのサービス調整時等において個人情報の提供を行う場合があります。

## 10. 緊急時の対応

サービス利用中に利用者の容態が急変した場合には、迅速に主治医と連絡を取り指示を仰ぎます。その際には、家族に確認を取らせて頂きますので、緊急時の連絡先について契約時に必ずお知らせ下さい。また、契約期間中に連絡先の変更があった場合には速やかに連絡をして下さい。

## 11. 事故発生時の対応

### (1) 事故の記録作成

利用者が訪問看護サービス利用中に発生した事故については、事故の状況及び経過についての詳細を記録します。

### (2) 事故に対する賠償責任

訪問看護サービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由による賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに適切な対応をさせていただきます。

## 12. 当事業所が提供するサービスに対する苦情等申立先

1. 二川病院訪問看護ステーション (管理者) 村田 美恵子  
電話 (0532) 41-0011 (代表)
2. 豊橋市福祉部長寿介護課  
電話 (0532) 51-2359
3. 愛知県国民健康保険団体連合会  
電話 (052) 971-4169
4. 東三河広域連合 介護保険課  
電話 (0532) 26-8460

## 13. 介護サービス情報公表について

平成18年4月よりスタートした「介護サービス情報公表制度」により事業所の基本データとサービス提供の状況が閲覧できます。下記のホームページより閲覧下さい。

<http://www.aichi-kaigo.net/> 愛知介護ネット⇒検索  
愛知県介護サービス情報公表センター (リンク) をクリックして下さい。